

令和 08 年 8 月 25 日

葉山町議会 土佐洋子議長 殿

陳情 町政に関する陳情取り扱いの改善検討を求める**陳情趣旨**

議会に提出される陳情は議会HPによると、次の内容の陳情については、議会運営委員会において取扱いを協議して、審査除外と決定したものは所管の委員会へ付託せず全議員配布の取り扱いとすることになっている。

- 1.法令違反、違反行為を求めるもの等公の秩序に反するもの
- 2.個人、団体等を誹謗・中傷するもの、又は名誉毀損の恐れがあるもの
- 3.係争中の裁判事件や異議申し立て等に関するもの
- 4.町職員等に対して、懲戒、分限等の処分を求めるもの
- 5.特定の個人・団体に謝罪等一定の行為を求めるもの
- 6.町の事務に属さないもの（国などへ意見書の提出を求めるものは除く）
- 7.町に住所を有しない者（町政に利害関係を有する者を除く）から郵送により提出されたもの
- 8.既に願意が達成されているもの、又は実現の見通しが明らかなもの
- 9.その他、議会の審査になじまないと判断したもの

陳情取り扱いの実態において、議会運営委員会においての取扱い協議では陳情の中身まで協議されない為、所管の委員会に付託された後の審査の中で、審査除外に該当すると判断される陳情はあり得る。

このような場合、委員会から議長に差し戻し審査除外とするか、委員会結論として審査除外とするかなど陳情取り扱いの改善検討を求める。

陳情理由

ここ 1～2 年、付託先委員会で審査しづらいと思われる陳情が見受けられる。

図 1 の網掛け部分。

本陳情趣旨は、「不採択」となった陳情第 5-31 号、及び陳情第 6-1 号と同趣旨である。
（陳情理由文言追記および図解を解りやすくした）

陳情理由

議会 HP による陳情審査の流れを図解したのが図 1。

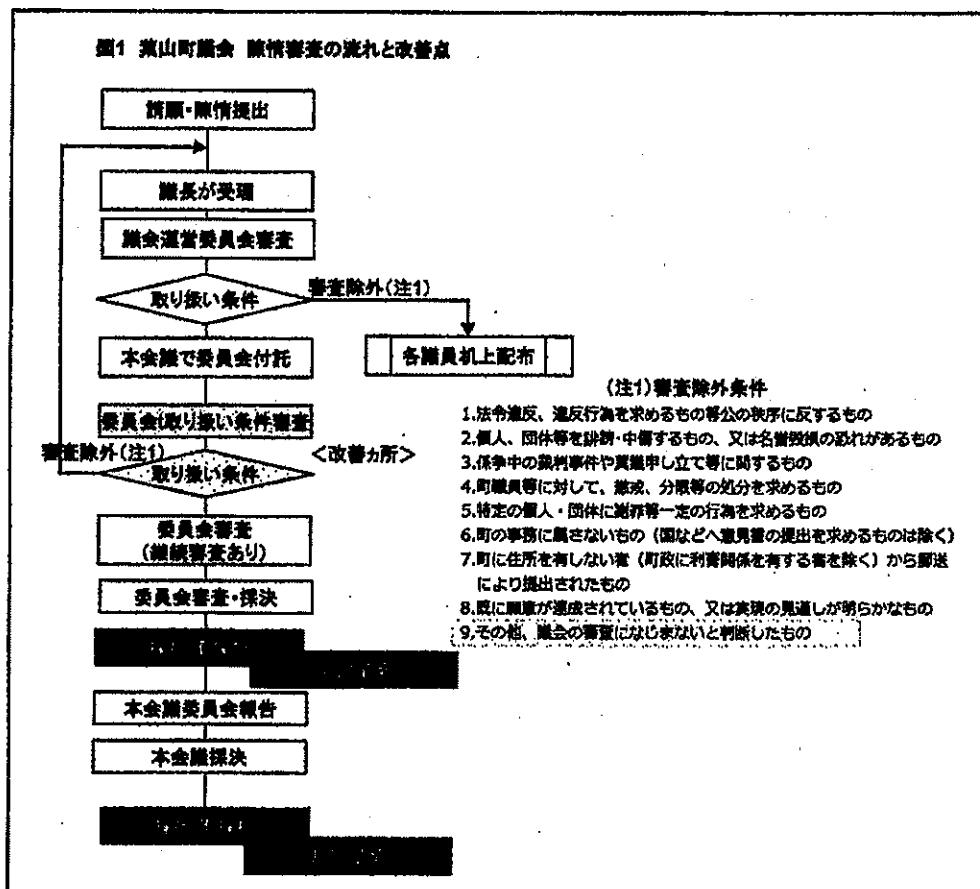


図 1 葉山町議会 陳情審査の流れと改善点

葉山町一色 1854-208

黒下行

電話：046-875-1208

携帯：090-5547-6457

